

＼派遣労働者の労使協定作成実務担当者向け！／

派遣労働者の同一労働同一賃金 オンラインセミナー ～労使協定作成実務～

令和2年4月1日より、通常の労働者と派遣労働者間の不合理な待遇差の解消、いわゆる同一労働同一賃金が義務化されたことにより、派遣元事業主は労働者派遣法に基づき派遣労働者の待遇を確保することが求められています。

このたび東京労働局では、ZOOM（ウェビナー）を活用した「派遣労働者の同一労働同一賃金オンラインセミナー～労使協定作成実務～」を開催いたします。ご参加ご希望の場合は、下記をご確認のうえお申し込みください。

対象

派遣労働者の労使協定作成実務担当者向け

どなたでもご参加いただけます。特にはじめて労使協定を作成される方、すでに労使協定を作成済みで見直しや自主点検を行いたい方は、ぜひご参加ください。

内容

【Part1】 労使協定に定める事項及び締結までの流れについて

【Part2】 協定対象派遣労働者の賃金について

※片方みの参加も、両方の参加も可能です。

開催日時

令和5年 **8月24日**（木）

【Part1】 **14:00～**（約40分） 【Part2】 **15:00～**（約50分）

開催方式

Zoom（ウェビナー）によるオンライン形式



申込方法

東京労働局のホームページにてWebエントリー

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/jyukyuuousei_050824_0013.html

東京労働局ホーム＞ニュース&トピックス＞労働局からのお知らせ＞需給調整事業部からのお知らせ＞2023年7月26日 8月24日（木）「派遣労働者の同一労働同一賃金オンラインセミナー～労使協定作成実務～」を開催します

留意事項

- ・申込みにあたっては、「オンラインセミナーサービス利用規約」への同意が必要です。
- ・申込みいただくと、返信メールにてミーティングID・ミーティングパスコードをご案内いたします。
- ・Zoomアプリケーションのインストールが必要です。インストールに関すること、通信環境・状況の不具合等については対応できませんのであらかじめご了承ください。

参考

派遣労働者の同一労働同一賃金について、個別でのご相談・ご質問にも対応しております。ご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

担当

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課 吉松・高岡
〒108-8432 東京都港区海岸3-9-45 東京労働局海岸庁舎
TEL：03-3452-1474 FAX：03-3452-5361